

社団法人 全国測量設計業協会連合会 設計 CPD(継続学習制度)のガイドライン

概要、手続き、費用、申請方法



平成22年6月1日

社団法人 全国測量設計業協会連合会

ホームページ <http://www.zensokuren.or.jp>

メールアドレス cpd@zensokuren.or.jp

〒162-0801 東京都新宿区山吹町11-1(測量年金会館8階)

TEL: 03-3235-7271 FAX 03-3235-5120

目次

1. 設計 CPD 制度の概要
 - 1.1 目的
 - 1.2 対象者と運営組織
 - 1.3 用語
 - 1.4 手続き
2. 法人の加入者
 - 2.1 法人 ID の申請
 - 2.2 当該社員の加入登録
3. 個人の加入者
4. 学習プログラム(講習会などの登録)
 - 4.1 学習プログラムの申請
 - 4.2 学習分類について
 - 4.3 ポイント数について
5. 学習履歴(ポイントの登録)
 - 5.1 学習履歴の申請
 - 5.2 放送大学
 - 5.3 推奨ポイント数
6. 学習履歴証明書
 - 6.1 法人 ID の加入者
 - 6.2 個人 ID の加入者
7. 費用
8. 個人情報保護
9. 建設系 CPD 協議会
10. 認定しない学習プログラム例
11. 注意事項

1. 設計 CPD の概要

1.1 目的

CPD とは、継続的な能力開発 (Continuing Professional Development) のことで、技術者が、社会資本整備に係る品質確保や自然との共生等に貢献すべく、自己研鑽の活動を通じて必要な技術力と資質の向上を図ることを目的としています。社団法人全国測量設計業協会連合会(以下全測連と称します)も、この目的で、CPD が必要とされる技術者等を支援するために、サービスを提供することと致しました。

1.2 対象者と関連組織

(1) 設計 CPD 加入者と全測連会員の違い

設計 CPD に加入している方は「加入者」と呼びます。加入者には、法人と個人があります。このガイドラインで「会員」という場合には、全測連の構成員(測量・設計会社等)及びその社員を意味します。設計 CPD へは、会員でなくても加入出来ます。

但し、会員には非会員に比べて、優遇された費用が適用されます。会員になるためには、別途全測連への入会手続きが必要となります。

(2) 運営組織

設計 CPD は、全測連が運営致します。

1.3 用語

(1) 学習プログラム

学習プログラムとは、講習会、論文など技術力向上のための手段を言います。学習プログラムは、全測連と会員団体である各都道府県測量設計業協会(以下 県測協)及び地区協議会によって主催又は共催により実施されます。また、国及び地方公共団体主催の講習会で関連のあるものも認定致しますので問い合わせください。この場合のプログラム登録料は免除致します。なお、全測連と構成団体以外の者が行うプログラムについても内容に応じて認定致します。

(2) 学習履歴とポイント

学習履歴とは、講習会を受講した加入者の学習記録です。ポイントとは学習履歴を定量的に表す単位で、概ね講習会1時間(端数がある場合45分以上45分未満は切り捨て)が1ポイントに相当します。

(3)主催者

主催者とは学習プログラムを実施する機関のことです。

(4)講習会受講と学習履歴証明書

主催者は、講習会開催時、受講者の出欠をチェックし、システム上から全測連に報告致します。学習履歴証明書は加入者の過去の学習履歴を証する証明書で全測連が発行致します。

(5)ID (Identification の略)

ID とは、加入者(法人と個人)と協会に割り当てられる識別番号です。

1. 4 手続き

(1)加入と申請

加入手続きは、インターネットで全測連ホームページから行います。詳細は、
2. 法人の申請 3. 個人の申請を参照願います。

(2)抹消と失効

ポイントは、取得後5年間は有効としますが、この期間を超えたポイントは順次自動的に消失します。また、虚偽の申請など不正行為が発覚した場合には、登録の抹消、一時停止などの措置を講じます。個人加入者は、加入してから2年間「0ポイント」のままだと失効致します。また、

2. 法人の申請

会社等の法人は、有料の法人 ID を取得することにより、当該社員の加入登録が出来、かつ法人全体で取得したポイント合計の証明書の発行を申請することが出来ます。

2. 1 法人 ID の申請

法人が法人 ID を取得するためには、全測連ホームページより、加入申請を致します。全測連は、申請内容を審議し、条件を満たしていると判断した場合には法人 ID とパスワードをメールでお知らせ致します。申請される法人が全測連会員である場合には、年会費で優遇されます。法人はメールの案内を受けた後、年会費を案内に従って支払うと、社員の加入登録と法人全体で取得したポイント合計の証明書の発行を申請が出来るようになります。

2. 2 当該社員の加入登録

法人は発行された法人 ID とパスワードを使い、全測連ホームページより、設計 CPD システムにログインし、社員の加入登録を行います。登録後、メールで加入登録した社員の年会費の通知がありますので、全測連にお支払い下さい。お支払いが確認されると個々の加入者の ID、パスワードが有効になります。同時に個々に技術者証を発行致します。

2.3 社員の登録と年会費

法人 ID を取得されて、社員の加入登録を行った場合、法人年会費とは別に登録した社員数分の個々の年会費は別途必要になります。例えば、社員5名の登録をされた場合には、全測連会員会社所属の場合には、会社年会費、10,000円と個人年会費5名分15,000円(3,000円 X 5名)で、計25,000円となります。

3. 個人の申請

申請者が所属する法人の意向とは別に設計 CPD 単位を取得されたい方がご利用になるものです。

個人が個人 ID を取得するためには、全測連ホームページより、加入申請を致します。個人で加入するための制限は特にありません。全測連は、申請内容を審議し、条件を満たしていると判断した場合には個人 ID とパスワードをメールでお知らせ致します。申請される個人が全測連会員会社社員である場合には、年会費で優遇されます。申請者はメールの案内を受けた後、年会費を案内に従って支払うと、個人 ID とパスワードで設計 CPD システムにログイン出来るようになり、ポイント取得のための講習会受講申請などの機能が使えるようになります。同時に全測連は技術者証を発行致します。また、取得した学習履歴の証明書の発行を致します。

4. 学習プログラム(講習会などの登録)

4.1 学習プログラムの申請

学習プログラムは、全測連と構成団体である各都道府県の測量設計業(コンサルタント)協会によって実施され、これらを主催者と称します。学習プログラムは、測量設計業に関する技術力及び資質の向上に資するものに限定致します。主催者は、主催者メニューの「設計 CPD 学習プログラム認定申請」から申請を行います。全測連は内容を審議し、適格と判断した場合には、メールで申請の承認通知を致します。同時に当該プログラムは、全測連ホームページで公開されます。実習のみを行う学習プログラムも認定の対象となります。また、構成団体以外の方のプログラム登録も出来ます。

4.2 学習分類について

4.2.1 学習分野

教育分野		内容	分類記号
Ⅰ, 共通分野	倫理	倫理、コンプライアンス、入札・契約規定、関連法規等	A
	一般科学	数学、物理、化学、地理学、地質学、統計学、情報科学、気象学、水文学、その他の関連科目	B
Ⅱ, 専門技術分野	河川・砂防・海岸	河川、砂防、地滑り、ダム、海岸、港湾、空港等に関する設計	C
	道路	道路、現道拡幅、道路施設等に関する設計	D
	鉄道	鉄道計画、鉄道施設等に関する設計	E
	下水道	下水道計画等に関する設計	F
	造園	公園、緑地、広場、環境緑化、景観等に関する設計	G
	都市・地域計画	都市施設、都市(市街地)開発等に関する設計	H
	土質及び基礎	基礎構造、土構造、地下構造物等に関する設計	I
	鋼構造・コンクリート	橋梁、現橋拡幅、水門設備等に関する設計	J
	トンネル	トンネル、トンネル付帯設備等に関する設計	K
	建設環境	環境アセスメント、環境整備、景観調査等に関する設計	L
	建設電気通信	通信施設、電気施設、制御処理システム等に関する設計	M
	電力	送電線路、電力管理施設等に関する設計	N
	上水道	水道路線、水道管理施設等に関する設計	O
	ガス	ガス路線、ガス管理施設等に関する設計	P
	Ⅲ, 関連技術分野	測量	設計等に関する基準点測量、応用測量、地理情報、基盤地図情報
交通		交通路線、路線制御システム等に関する設計	R
農業土木		ほ場整備、灌漑、集落排水、農道整備に関する設計	S
情報技術		地理情報システム、基盤地図情報システム 画像処理、CALS/EC、コンピュータグラフィック等	T

	管理技術	プロジェクトマネジメント、品質管理、安全管理、工程管理、労務管理	U
	施工技術	専門技術分野にかかる施工等	V

4. 2. 2 学習プログラム

学習プログラム	ポイント数	形態コード
① 講習会 受講者	1ポイント/1時間	101
② 技術指導 講習会講師	3ポイント/1時間	102
講演者	3ポイント/1時間	
パネラー	3ポイント/1時間	
③ 技術研究発表 口頭・ポスター発表	2ポイント/件	103
④ 論文(原著論文) 筆頭著者(査読付)	5ポイント/件	104
共著者	2ポイント/件	
技術報告・研究速報・解説・論説	3ポイント/件	
筆頭著者(査読付)	1ポイント/件	
⑤ 技術図書 単著者	10ポイント/件	105
共著者	5ポイント/件	
分担著者	2ポイント/件	
⑥ 技術に関わる委員会等		106
委員長	2ポイント/1時間	
委員・幹事	1ポイント/1時間	
⑦ 放送大学の関連単位取得者	10ポイント/単位	107

4. 3 ポイント数について

(1) 計算式と受講時間

学習の記録は、1ポイントが学習プログラム(以下 講習会)1時間に相当する「ポイント」で表記します。 $(\text{学習プログラムポイント数}) = (\text{講習会の受講時間数等}) \times (\text{時間当たりポイント数等})$ 上式でポイント数を算定するのに、受講時間の計算は1日の講習開始時刻から終了時刻までの時間から昼食時間を除き求めます。その他の時間(挨拶表彰等)が長い場合、受講時間数から除く場合があります。

(2) 時間の端数

講習時間などで時間に換算して端数が出る場合は、45分以上は1ポイントとし、45分未満は切り捨てます。

5. 学習履歴(ポイントの登録)

5.1 学習履歴の申請

主催者は、講習会開催に際して、設計 CPD システムから出力される出席者名簿に基づき出欠を厳正に管理する義務を負います。また出席者が、受講中、真摯な態度で受講しているかを管理することと致します。講習会終了後、主催者は、速やかに、出欠管理の情報を設計 CPD システムに反映することと致します。

5.2 放送大学

放送大学の単位を取得者には、1単位当たり10ポイントの学習履歴を付与致します。学習履歴を申請するには、大学が発行する「単位修得証明書」をPDFで送信して下さい。当該科目を認定するにあたり、その可否について事前にご相談ください。関連科目として認められなければ対象となりません。

5.3 推奨ポイント数

	1年間	2年間	5年間
必要な単位	20ポイント	40ポイント	100ポイント
望ましい単位	30ポイント	60ポイント	150ポイント

6. 学習履歴証明書 (ポイントの証明書)

学習履歴証明書は、加入者の過去の学習量を証明するものです。全測連は、発行申請を受理後、全測連会員非会員とも、無料で発行致します。

6.1 法人IDの加入者

法人IDをお持ちの加入者は、対象となる期間を指定して法人全体で取得したポイント合計の証明書発行いたします。証明書はホームページ上から、加入者のIDとパスワードを入力することによりPDFで取得出来ます。

6.2 個人IDの加入者

個人IDの加入者は、同様に対象となる期間を指定して、取得したポイント

証明書を発行致します。証明書はホームページ上から、加入者のIDとパスワードを入力することによりPDFで取得出来ます。

6. 3ポイントの有効期間

取得ポイントは、取得後5年間を有効期間とし、その後は順次自動的に消失します。

7. 費用

7.1 返金と請求書、領収書

CPDS 学習の手続きには料金が掛かります。費用の大部分は、システム関連と確認作業の人件費となっております。一旦お支払いになった料金は、原則返金致しませんのでご了承願います。請求書、領収書については、事務簡素化のため、原則発行致しませんのでご了承願います。

7.2 料金支払い先

みずほ銀行江戸川橋支店

普通 1112254

社団法人全測連設計CPD事務局

に振り込んでください。入金確認後速やかに技術者証を発行致します。お支払いに必要な手数料は、加入者でご負担下さい。

7.3 手続き料金

(1) 年会費

個人（会員会社所属）	年額 3,000円
（非会員会社所属）	年額 10,000円
法人（会員会社）	年額 10,000円
（非会員会社）	年額 50,000円

(2) 学習プログラム認定料 主催者一件につき

全測連構成団体主催	3,000円
全測連非会員主催	10,000円

(3) 学習履歴の登録

無料

(4)技術者証発行(5年間を有効期間と致します。)

新規発行

会員	2,000円/1名
非会員	4,000円/1名

再発行

会員	2,000円/1名
非会員	4,000円/1名

(5)学習履歴証明書発行

無料

8. 個人情報保護

設計CPDに関わる個人情報は、適切な方法で管理します。特段の事情がない限り本人の同意を得ずに設計CPDの目的外に使用することはありません。ただし、一部の情報は全測連会員の確認などのため、全測連と構成団体で情報交換をする場合があります。また技術評価などのため、行政機関に情報提供する場合があります。詳しくは全測連ホームページを参照願います。

9. 建設系 CPD 協議会

建設分野の学・協会のうちCPD(継続教育)を実施している機関の間で、連絡・調整することを目的とする協議会です。全測連を含め16団体で構成されています。(平成22年6月現在)現時点では、構成する団体で認定されたプログラムであっても、他団体でポイントの求め方が異なり、実質的に認定されない場合があります。詳しくは各主催団体にお問い合わせください。

10. 認定しない学習プログラム例

基本的には、プログラム主催団体・講習会主催団体等の証明書が添付されなければポイント付与致しません。また、社内研修等に於いては、客観的に証明できるものの提出が必要です。例えば、申請ポイントに相当する時間のビデオで、且つ、参加者の皆さんが写っているものの提出。

11. 注意事項

CPDのポイントは、発注者にとって重要な要件となることから、厳格な運用がもとめられています。よって、ポイント申請にあたっては必ず証明できるものの添付を求めます。また、虚偽の申請をした場合には過去にさかのぼってポイントの取り消しを行います。

す。

12. 問い合わせ先

質問等は、以下のメールアドレスをご利用ください。

cpd@zensokuren.or.jp